

公用車売払に係る一般競争入札実施要領 (募集案内書)

《令和7年度》

受付期間：令和7年8月12日（火）から令和7年9月2日（火）まで
入札日：令和7年9月18日（木）

桑名市上下水道部
企画総務課

- * 買い受けを希望される方は、この案内書を必ずお読みください。
- * この入札に参加するには、事前に申し込みが必要です。

目 次

○はじめに	1
○売払い物品	1
○物品売払（一般競争入札）の概要	2
1 売払い物品の公開（事前見学会）	2
2 入札物件に関する質問	2
3 入札参加の申し込み	2
4 入札、開札	4
5 契約の締結	6
6 売買代金の支払	7
7 所有権移転及び車両引き渡し	7
8 全体スケジュール	8
9 その他注意事項	8
○公用車売買契約書（案）	9
○仕様書	11
○物品写真	13
○様式	
（様式第1号）公用車売払一般競争入札参加申込書	
（様式第2号）誓約書	
（様式第3号）委任状	
（様式第4号）入札書	

はじめに

1. 桑名市は、次の物品を一般競争入札により売払います。
2. この入札に参加するには、事前に申し込みが必要です。
3. 入札の参加を希望される方は、この実施要領をよくお読みになり、内容を十分把握したうえで、お申し込みください。

売払い物品

【売払い物品一覧表】

物品 番号	物 品 名	数量	予定価格（円） （最低売却価格）	入札日時	備考
1	トラック	1 台	260,000 円	令和 7 年 9 月 18 日 午後 2 時	テールゲート リフター付き 故障箇所あり

※予定価格（最低売却価格）には消費税及び地方消費税を含みません。

※物品の詳細については、本書に添付の「仕様書」を参照してください。

※入札物件は、公用のトラックとして長期間使用したもので、各所に不具合があることを十分ご理解のうえ入札ください。

車両は直近まで使用していたものですが、従来の性能、安全を保障するものではありません。専門家による調整や修理を要するものですが、修理費用について桑名市は一切負担いたしません。

1. 売払い物品の公開（事前見学会）

次のとおり公開しますので、入札希望者は物品の確認をすることができます。

なお、物品の試乗・操作はできません。動作の確認をする場合は職員にて行います。

（1）日時：令和7年7月30日（水）

午前9時から午後3時まで

（2）場所：桑名市多度地区市民センター（桑名市多度町多度一丁目1番地1）

※物品の確認は入札参加要件ではありません。但し、物品を確認しない場合でも、物品に関するすべての事項を了承されているものとみなします。

※確認の際には、予約が必要になりますので、事前に企画総務課総務係（電話：0594-49-2057）までご連絡ください。

2. 入札物件に関する質問

この入札に関する質問は、質問書（様式は任意）に記入し電子メール又はファクシミリのみで受け付けます。送信後は、企画総務課（電話 0594-49-2057）へ受信の確認を行ってください。

なお、入札の公平性を期すため、質問とその回答を本市ホームページで公開します。（質問者名は公開しません。）質問者への個別の回答はしません。

【受付期間】 令和7年7月25日（金）から令和7年8月1日（金）まで

【送付先】 FAX 0594-48-3585

E-mail kikakusm@city.kuwana.lg.jp

【回答日】 令和7年8月8日（金）に桑名市ホームページに掲載します。

3. 入札参加の申し込み

1. 申し込み資格（入札参加資格）

個人、法人を問わず、次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、入札に参加することができます。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく桑名市の入札参加制限を受けていない者であること。

（2）地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当していない者であること。

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当しない者又はこれらと密接な関係を有する者並びにそれらに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は申請代理人として使用する者ではない者。

- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 満 18 歳以上であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

2. 申し込み方法

(1) 申し込みに必要な書類

個人の場合	法人の場合
①一般競争入札参加申請書(様式第 1 号)	①一般競争入札参加申請書(様式第 1 号)
②誓約書(様式第 2 号)	②誓約書(様式第 2 号)
③所在地の市町村が発行する納税証明書 (滞納がない旨の証明書)	③所在地の市町村が発行する納税証明書 (滞納がない旨の証明書)
④住民票の写し(本籍・世帯主との続柄・ 個人番号(マイナンバー)の記載のない もの)	④登記事項証明書(履歴事項全部証明書に 限る。)
⑤印鑑登録証明書	⑤印鑑証明書
⑥申告所得税及び復興特別所得税、消費税 及び地方消費税の国税の納税証明書(納 税証明書その 3 の 2)	⑥法人税、消費税及び地方消費税等の国税 の納税証明書(納税証明書その 3 の 3)

*印鑑登録証明書等の提出書類の返還には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 提出方法

- ・受付場所に郵送(書留または簡易書留)又は持参により提出。
【受付期間】 令和 7 年 8 月 12 日(火)から令和 7 年 9 月 2 日(火)まで
【受付時間】 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで(土曜、日曜、祝日を除く。)
【受付場所】 三重県桑名市多度町多度一丁目 1 番地 1
桑名市上下水道部 企画総務課(多度地区市民センター 2 階)
- ・電子メール又はファックスによるものは受け付けません。書留または簡易書留以外の郵便により提出した場合は、輸送中の事故や遅延等により、申請者に何らかの不利益が生じて一切異議を申さないものとします。
- ・期限までに一般競争入札参加申請を提出しない者、又は提出書類に不備がある者は入札に参加することができません。

3. 入札参加資格審査結果の通知

提出書類の審査を行います。入札参加資格審査結果は令和 7 年 9 月 10 日(水)に電子メール又はファックス等により送付します。

4. 入札保証金

免除とします。

4. 入札、開札

1. 入札

(1) 入札日時

物品番号	物 品 名	数量	入札日時
1	トラック	1 台	令和 7 年 9 月 18 日 午後 2 時

(2) 入札場所 多度地区市民センター 2 階 201 会議室

(3) 受付

- ①入札当日の受付は、入札開始時刻の 10 分前から入札場所で行います。入札開始時刻までに受付をお済ませください。代理人の場合は、委任状を提出してください。
- ②入札開始時刻に遅れますと、入札に参加できませんので、お早めにご来場ください。
- ③入札会場に入室できる人数は、2 名までとさせていただきます。

(4) 当日に持参していただくもの

- ①一般競争入札参加資格審査結果通知の写し
- ②委任状（様式第 3 号）（代理人の方が参加される場合のみ必要）
法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札される場合には、委任状が必要です。
- ③入札書（様式第 4 号）
本書に添付の様式を用いてください。当日、入札会場でお渡しすることもできますが、この場合、印鑑をお忘れのないようご注意ください。
- ④封筒（入札書を封入する封筒）
封筒の大きさ、色などの指定は特にありません。
- ⑤筆記用具（黒または青のボールペンまたは万年筆）
- ⑥本書（公用車売却一般競争入札実施要領）

(5) 入札の中止

天災（暴風、洪水、大雪、地震等）、火災、暴動等により、入札を急遽中止する場合があります。この場合は、入札当日の午前 10 時までに桑名市ホームページの「お知らせ」に掲載します。なお、あらかじめ入札の中止が想定される場合は、企画総務課（電話 0594-49-2057）までお問合せください。

2. 入札にあたっての注意事項

- (1) 落札決定にあたっては、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当概金その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税の額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税の額を含まない金額を見積書に記載してください。
- (2) 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入のうえ、本人（申込者）が入札する場合は本人の印鑑登録印（実印）を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状に押印した「代理人印」に限

る。) も必ず押印してください。

なお、法人の場合は、代表者印（印鑑登録印）を押印してください。

(3) 入札書への金額の記入には、アラビア数字（0， 1， 2， 3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

(4) 入札において使用する通貨単位は、日本円通貨（「円」）に限ります。

(5) 提出済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、または撤回することはできません。

(6) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

①入札に参加する資格のない者が入札をしたとき、又は委任状を提出していない代理人が入札をしたとき

②指定した時刻までに入札書を提出しなかったとき

③所定の入札書以外で入札したとき

④予定価格を下回る価格で入札したとき

⑤入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき

⑥代理人が入札する場合において、入札書に委任状の代理人印と異なる印鑑が押印されているとき

⑦入札金額の記載に訂正があるとき

⑧入札書の内容、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、もしくは不明な入札のとき

⑨入札者又はその代理人が1人で同一事項の入札に対し、2枚以上の入札をしたとき

⑩入札者又はその代理人が他人の入札の代理を兼ねたとき

⑪入札に際して連合等の不正行為があったとき

⑫入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき

⑬その他公用車売払に係る一般競争入札実施要領に違反する入札をしたとき

3. 入札書の記入等について

(1) 入札価格の訂正は、訂正印があっても無効となります。

(2) 入札書には、必ず入札日当日の年月日を記入してください。

(3) 代理人が入札に参加する場合は、入札申込者の住所・氏名の後に続けて、代理人の住所・氏名を記入し、委任状に押印した代理人印を使用してください。

(4) 封筒には入札書のみを入れて封印し、封筒の表面に次の例のとおり記入・押印のうえ投函してください。（印鑑は入札書に押印したもの）

(表)

桑名市長 様

公用車売払入札書在中

物品番号： 1

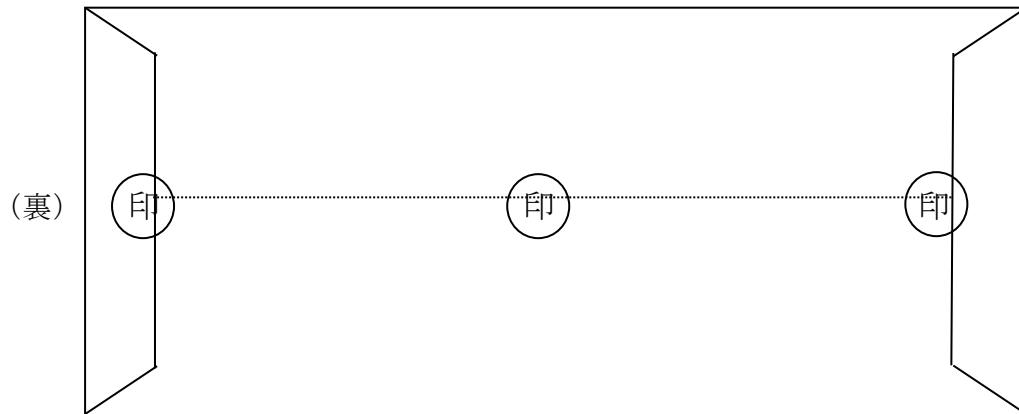
物品名：トラック

住所（所在地） ○○○○○○○○○○

氏名（法人名・代表者名） ○○○○

社印

印



※ 法人の場合は、社印及び代表者印を押印してください。

※ 上記の封筒はあくまでも例です。使用する封筒に応じて、封函（封の糊付け）し、封筒の継ぎ目に封印（押印）してください。

4. 開札、落札者の決定

（１）開札は、入札後直ちに入札者の立会いのもとで行います。

（２）落札者は、次の方法により決定します。

①桑名市が事前に定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。

②落札者となるべき価格で入札した方が２人以上いる場合は、直ちにくじ引きにより落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。

（３）開札の結果、落札者があるときは、落札金額（落札者が法人の場合は、併せてその名称）をその場で入札者にお知らせします。なお、入札結果については、その内容（物件の所在地、落札金額等）を公表する場合があります。

（４）落札者の決定後であっても、誓約書の内容に違反があるなど正当な入札でないことが認められたときは、落札者の決定を取り消す場合があります。

（５）契約締結までの間に落札者の決定を取り消した場合は、予定価格以上で次に高い価格をもって入札した方を新たな落札者として決定します。

（６）今回の入札は、予定価格（最低売却価格）を事前に公表しておりますので、開札の結果、落札者がいない場合でも再度の入札は行いません。

5. 契約の締結

1. 売買契約の締結

（１）契約締結の期限 令和７年９月２５日（木） 午後４時３０分

（２）契約締結の場所 桑名市上下水道部 企画総務課（多度地区市民センター２階）

（３）契約締結時に持参していただくもの

・印鑑登録印（実印）

＊その他必要書類等については、落札後ご連絡します。

2. 契約締結にあたっての注意事項

- (1) 契約は、本書に添付の公用車売買契約書により締結します。
- (2) 売買契約は、必ず落札者名義で締結してください。
- (3) 落札者は、売買契約の締結と同時に、契約保証金（売買金額の 100 分の 10 以上に相当する額）を納付していただく必要があります。
- (4) 期限までに契約を締結されない場合は、落札者の決定を取り消します。

6. 売買代金の支払

1. 契約締結後、市が発行する納入通知書により、売買契約締結の日から 30 日以内に全額納付していただきます。（注）売買代金の分割納入はできません。
なお、契約保証金は、売買代金に充当することができます。充当される場合は、売買代金との差額をご用意ください。（契約保証金には利子を付しません。）
2. 期限までに売買代金の納付が行われなかった場合は、売買契約を解除し、契約保証金は桑名市に帰属します。

7. 所有権移転及び車両引き渡し

1. 車両の引渡し期限は、令和 7 年 11 月 25 日（火）とします。具体的な引渡し日時は、桑名市と落札者で調整のうえ決定します。
なお、本車両は、車検有効期限切れであるため、現地引き渡しとなります。公道を自走する場合は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく臨時運転許可証等の所定の手続きが必要です。当該手続きは落札者ご自身で行ってください。
2. 当該車両の所有権は、売買代金を納入したときに落札者に移転します。
3. 危険負担は当該車両引渡し後、落札者に移転します。
4. 桑名市は、落札者が売買代金を納入した後、当該車両に係る譲渡証明書等の所有権の移転登録に必要な書類を落札者に交付します。
5. 落札者は、当該車両に係る所有権の移転登録を道路運送車両法第 13 条に基づき申請しなければなりません。なお、移転登録に要する経費は、落札者負担とします。
6. 落札者は、移転登録後、直ちに桑名市上下水道部企画総務課に自動車検査証の写し又は登録事項等証明書の写しを提出してください。
7. 当該車両の引渡しは、上記 6 の提出があった後、速やかに行うものとし、受け取った時点で受領した旨の認印をいただきます。
8. 当該車両は、契約締結時の条件で引渡しとします。引渡し後の不調や故障の補償は一切行いません。また、事故、災害発生の場合は、すべて落札者の責任において処理することとなります。
9. 運搬費用、登録費用、その他引渡しに係る費用等及び手続等については、入札額とは別に落札者の負担とします。

10. 引き渡し後に車両を解体する場合、車両の装備及び状態により、リサイクル料金が必要になることがあります。その費用については、落札者の負担となるので、留意してください。
11. 車両は現状渡しとし、引渡し後の不具合や故障についての補償は一切行いません。返品・返金もできませんので、事前に車両の状態をよくご確認ください。
12. 車両の桑名市に関する表示は、落札者が塗りつぶし等により削除して下さい。また、シール等の除去後に前記表示が識別できる跡が残った場合には、その跡も塗りつぶし等により削除して下さい。削除した証明として、車両の前後、左右の写真を速やかに提出して下さい。

8. 全体スケジュール

令和7年7月18日～令和7年9月2日	募集案内書の配布期間 【HPからダウンロード可】
令和7年7月30日	売払い物品の公開（事前見学会）【要予約】
令和7年7月25日～令和7年8月1日	質問受付期間
令和7年8月8日	質疑回答
令和7年8月12日～令和7年9月2日	入札参加申し込み
令和7年9月10日	入札参加資格審査結果の通知
令和7年9月18日	入札、開札【落札者の決定】
令和7年9月25日	公用車売買契約書の締結 契約保証金の納付
令和7年9月25日～令和7年10月24日	売買代金の納付
売買代金納付～令和7年11月10日	所有権移転手続き 【落札者が対応・費用は落札者負担】
令和7年11月25日まで	引き渡し

9. その他注意事項

1. 現状有姿の売却であり、物品の引き渡しは現状のままで行います。
2. 落札者は、売買代金を納入後、売却物品に隠れた瑕疵のあることを発見した場合や、購入物品に起因して何らかの損害が生じた場合であっても、桑名市に対して損害賠償の請求、又は契約の解除はできません。

公用車売買契約書（案）

売払者である桑名市と買受者である

とは、次の条項により売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売払者、買受者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

車名	車両番号	数量
いすゞ エルフ	三重 400 さ 6717	1台

（売買代金）

第3条 売買代金は、金、円とする。

（売買代金の支払い）

第4条 買受者は、売買代金を、売払者の発行する納入通知書により納入通知書に記載された期日までに売払者に支払わなければならない。

2 買受者は、契約保証金を売買代金に充てることができる。

（契約保証金）

第5条 買受者は、売買代金の100分の10以上の金額を契約保証金として、本契約の締結と同時に売払者に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、買受者が第4条の規定による売買代金の支払を完了したときに、売払者から買受者に移転するものとする。

なお、所有権移転手続は買受者が行うものとし、移転に要する一切の費用は買受者の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第7条 売買物件は現状渡しとし、第6条に定める手続きが完了した後、引き渡すものとする。

2 売買物件の管理責任は引渡しと同時に売払者から買受者に移転し、買受者は、その責任と負担において売買物件の管理、輸送、保管等を行うものとする。

3 引渡し期限及び引渡し場所は、売払者及び買受者の協議のうえ決定する。

（利用条件）

第8条 売買物品の「桑名市」等の表示については、買受者の責任において削除し、削除したことの確認できる写真を売払者へ提出するものとする。

（危険負担）

第9条 買受者は、本契約締結の時から売買物件の引き渡しの時までにおいて、当該物件が売払者の責めに帰することができない事由により滅失又は毀損した場合には、売払者に対して売買代金の減免を請求することができない。

（契約不適合責任）

第10条 売払者は、売買物件を現状有姿で売買するものとし、買受者は、本契約締結後、売買物件に種類、品質又は数量その他契約の内容に適合しないことが判明した場合であっても、売払者

に対し、追完（補修）請求、売買代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができないものとする。

（権利の譲渡及び所有権以外の権利設定の制限）

第11条 買受者は、第6条による手続きが完了するまでの間は、権利義務を第三者に譲渡することができない。

2 買受者は、第6条による手続きが完了するまでの間は、賃借権、抵当権、その他所有権以外の権利を設定することができない。

（契約の解除）

第12条 売払者は、買受者が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第13条 売払者は、買受者が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

（契約の費用）

第14条 本契約の締結に要する費用は、買受者の負担とする。

（管轄裁判所）

第15条 本契約から生ずる一切の法律関係上の争訟については、売払者の事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第16条 本契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、売払者及び買受者協議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売払者 桑名市多度町多度一丁目1番地1

桑 名 市
上記代表者
桑名市長 伊藤 徳宇

買受者

.....

.....

仕 様 書

1. 品名 トラック（自家用・ダブルキャブ・後輪ダブルタイヤ）
2. 車両情報

登録番号	三重 400 さ 6717
車名	いすゞ エルフ
車台番号	NHR69E7442068
初度登録	平成 12 年 3 月
車両型式	NK-NHR69EA
原動機の型式	4JG2
自動車の種別	小型
用途	貨物（自家用）
車体の形状	キャブオーバ
乗車定員	6 人
最大積載量	1,250 k g
車両重量	2,210 k g
車両総重量	3,790 k g
車両寸法	長さ：469 c m 幅：168 c m 高さ：196 c m（回転灯除く） 回転灯を含めた車高は 220 c m
前前軸量	1,270 k g
後後軸量	940 k g
総排気量	3.05 L
トランスミッション	オートマチックトランスミッション
燃料の種類	軽油
走行距離	39,490 k m
車検	令和 7 年 3 月 15 日満了
取得価額	2,650,000 円
3. 数量 1 台
4. 保管場所 多度地区市民センター地内
5. 物品写真 別紙のとおり
6. 連絡先 上下水道部企画総務課 (0594-49-2057)
7. その他事項

①キャブ天井部に、スピーカー付き黄色回転灯（株式会社パトライト製、散光式警光燈 AJ 型）を装着しています。黄色回転灯は作動しません。スピーカーは、キャブ内のマイクを通じて音声を出力することができます。

②荷台後部にテールゲートリフター（新明和パワーゲート RA06、最大リフト質量 600 kg）を装着しています。

③燃料計が故障しています。レベル表示が不安定な状態です。

④平成 31 年 2 月に、ファンベルト、A/C ベルト、P/S ベルトを交換済です。

⑤令和 4 年 2 月にバッテリー交換済です。

⑥物品の引渡しは、現状有姿となりますので、必ず現物の車両の状態を確認してください。

物品写真

車両正面視	車両右側面斜視
	
車両後面視	車両左側面斜視
	
車両左側面視	テールゲートリフター使用時
	
車内運転席周り	テールゲートリフター昇降質量表示
	

公用車売払一般競争入札参加申込書

下記の公用車の売払いに係る一般競争入札への参加を次のとおり申し込みます。なお、入札の参加に当たっては、公用車売払一般競争入札実施要領の内容を承知した上で参加します。

年 月 日

(宛先) 桑名市長

申込者 (代表者)

住 所

氏 名

印

電話番号

ファックス

E-mail

物品番号	入札参加を希望する物品名
1	トラック

注 1 全て印鑑登録印（実印）で押印してください。

2 法人の場合は、氏名欄に商号又は名称及び代表者名を記入してください。

3 本書には下記の書類を添付してください。

- (1) 住民票の写し（法人の場合は、法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る。））
- (2) 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）
- (3) 所在地の市町村が発行する納税証明書（滞納がない旨の証明書）
- (4) 誓約書（様式第 2 号）
- (5) 個人の場合は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の国税の納税証明証（納税証明書その 3 の 2）、法人の場合は法人税、消費税及び地方消費税等の国税の納税証明書（納税証明書その 3 の 3）

誓約書

私は、桑名市が実施する下記の公用車売払一般競争入札の参加に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 私は、公用車売払一般競争入札実施要領の「申し込みのできない方」に記載する事項に該当しません。また、暴力団等の該当性の確認のため、警察等関係機関に対して、本入札に提出された書類に基づき調査を実施することを承諾します。
- 2 私は、入札に際し、公用車売払一般競争入札実施要領、物件調書、契約条項及び入札物件の法令上の規制等を全て承知の上で参加しますので、後日これらの事柄について桑名市に対し一切異議、苦情等は申しません。

今後、上記の違反の事実が明らかになった場合は、桑名市の指示に従います。

年 月 日

(宛先) 桑名市長

物品番号	入札参加を希望する物品
1	トラック

申込者（代表者）

住 所

氏 名

印

注 1 全て印鑑登録印（実印）で押印してください。

2 法人の場合は、氏名欄に商号又は名称及び代表者名を記入してください。

委任状

年 月 日

(宛先) 桑名市長

申込者（委任者）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

私は、下記の者を代理人と定め、桑名市が執行する公用車売払一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

物 品 番 号 : _____ 1 _____

物 品 名 : _____ トラック _____

記

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

- (注) 1 入札申込者（委任者）の印鑑は、必ず印鑑登録印（実印）を押印してください。
- 2 代理人の印鑑は、代理人の方が入札時に使用する印鑑を押印してください。（代理人は入札において、この印鑑以外は使用できません。）
- 3 委任状は、入札当日に、入札しようとする物件ごとに必要です。

様式第 4 号

入 札 書

入 札 価 格				百万			千			円
---------	--	--	--	----	--	--	---	--	--	---

物 品 番 号	1
物 品 名	トラック

上記のとおり、公用車売払一般競争入札実施要領及び契約条項を承知のうえ入札します。

年 月 日

桑名市長 様

申込者
住 所
(所在地)

氏 名
(法人名・代表者名)

印

代理人
住 所

氏 名

印

- (注)
- 1 この入札書は、1 件ごとに作成し、黒又は青のインクで記入すること。
 - 2 申込者の印鑑は、印鑑登録印（実印）を押印すること。
 - 3 金額の訂正は、認めない。（誤記の場合は、用紙の再交付をお申し出ください。）
 - 4 入札価格は、アラビア数字を使用すること。
 - 5 最初の数字の前に㊦を記入すること。
 - 6 代理人が入札する場合、申込者の住所・氏名を記入し、代理人の住所・氏名を記入のうえ、申込者の印鑑登録印及び委任状の代理人印を押印すること。